

ロシア連邦等への輸出禁止貨物等に関する情報提供依頼について

今般、ウクライナを巡る国際情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、

- ① 「ドネツク人民共和国」(自称)及び「ルハンスク人民共和国」(自称)との輸出入禁止、
- ② ロシア連邦、ベラルーシ共和国への国際輸出管理レジームの対象品目及び軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品の輸出禁止、
- ③ ロシア連邦、ベラルーシ共和国の特定団体として指定された団体への輸出等の禁止、
- ④ ロシア連邦を仕向地とする奢侈品の輸出の禁止措置、

が実施されています(上記措置は令和4年4月11日時点)。

つきましては、不審な貨物を発見した際は税関まで情報提供をお願いします。

【参考】輸出禁止の対象品目や、ロシア連邦、ベラルーシ共和国の特定団体として指定された団体について、詳細や最新の状況は、経済産業省の対ロシア等制裁関連のホームページをご参照ください。

経済産業省 HP : 対ロシア制裁関連

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crim.html

お問い合わせ先 尼崎税関支署 TEL : 06-6481-6196
税関密輸ダイヤル TEL : 0120-461-961